

令和 7 年度
第 1 回東御市農業振興審議会 会議次第

日時：令和 7 年 8 月 7 日（木）午前 9 時～

場所：勤労者会館 2 階 大会議室

【委嘱式】

- 1 委嘱書の交付
- 2 市長あいさつ

【東御市農業振興審議会】

- 1 開 会
- 2 会長の選出について
- 3 会長職務代理者の指名について
- 4 報告事項
 - (1) 第 2 次東御市農業振興計画の達成状況について
 - (2) 農業振興地域整備計画の策定について
- 5 審議事項
 - (1) 農業振興地域整備計画及び地域計画の変更に係る審議
 - ア 農業振興地域制度及び地域計画の概要について
 - イ スケジュール確認
 - ウ 農業振興地域整備計画の変更
 - ・現地調査
 - ・書類審議
- 6 その他
- 7 閉 会

東御市農業振興審議会委員

任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

	氏 名	推薦団体等	備 考
委員	小林 祐一	東御市議会	
	依田 繁二	農業委員会	
	船田 寿夫	農業委員会	
	櫻井 典夫	信州うえだ農業協同組合	
	武井 信一	佐久浅間農業協同組合	
	堀 育夫	都市計画審議会	
	柳沢 洋一	所沢川水系土地改良区	
	有賀 睦雄	神川沿岸土地改良区	
	岩下 伍郎	八重原土地改良区	
	青木 正良	御牧ヶ原台地土地改良区	
	塚田 貴美子	長野県農村生活マイスター協会上小支部	

	氏 名	所 属	備 考
事務局	重田 雄一	産業経済部農林課長	
	小林 誠司	産業経済部農林課農政係長	
	鷹野 茄奈	産業経済部農林課農政係主事	

第2次東御市農業振興計画 目標値及び実績値

指標名	計画策定値 H26年度	目標値	実績値			
		R6年度	R6年度	R5年度	R4年度	R3年度
農業生産額	18.4億円	20.6億円	20.6億円	18.2億円	19.5億円	18.7億円
ワイン用ぶどう 作付け面積（累計）	26ha	50ha	65.0ha	59.4ha	56.4ha	52.6ha
新規就農者の確保	8人	30人	30人	23人	21人	22人
認定農業者の拡大	89経営体	100経営体	100経営体	99経営体	99経営体	100経営体
GAP等認証取得経営体数	0	6経営体	0	0	1経営体	1経営体
耕作放棄地の再生 活用面積	7ha	50ha	50.7ha	48.7ha	48.5ha	47.5ha
農業担い手への 利用集積面積	444ha	500ha	568.1ha	564.5ha	558ha	538ha

第2次東御市農業振興計画については、令和2年3月に中間見直しを実施し、目標値も上表のとおり
上方修正されました。令和6年度をもって計画期間は満了となりました。
個別の指標についての考察は以下のとおりです。

①農業生産額

農業生産額について、米や野菜が増額し目標を達成することができた。

②ワイン用ぶどう作付け面積（累計）

耕作面積の増加により目標値を上回った。

③新規就農者の確保

本年度の新規就農者の確保については、当初設定していた目標を達成し、関係機関と連携した支援
体制のもとで、新規就農者の確保ができた。

④認定農業者の拡大

新たに認定を取得する者や認定新規就農者から認定農業者へ移行する農家がいたため、目標年度で
の達成ができた。

⑤GAP等認証取得経営体数

グローバルGAP認証取得については、継続認証受けるための更新費用が高額で、GAP取得のメリット
が見いだせないことから取得が進まなかった。

⑥耕作放棄地の再生活用面積

補助金等の活用により、耕作放棄地の解消が進められてきたが、今後は地域計画に基づき荒廃化を
抑制する方向で事業を進めていく。事業推進にあたり、令和4年度に新たな補助制度の検討を行い、
遊休荒廃農地を復旧し、担い手農家へ集積する場合に復旧費用の一部を補助する「遊休荒廃農地復旧
事業補助金」を創設し、令和5年4月1日から施行しました。

⑦農業担い手への利用集積面積

農地中間管理機構等とも連携し、目標を上回る面積を集積することができた。

第3次東御市農業振興計画の指標

重要業績評価指標（K P I）

項目		2023(令和5)年度 実績値	2029(令和11)年度 目標値
1	農業経営体の法人化数(法人)	45	50
2	新規就農者数(人／年)	7	3

個別施策及び具体的施策の成果指標

	項目	2023(令和5)年度 実績値	2029(令和11)年度 目標値
1	農地の集積面積(ha)	564	636
2	耕作放棄地の面積(ha)	378	368
3	環境に配慮した農業の取組み 面積(ha)	117	135
4	市内ワイナリー数(軒)	15	17

本計画の進捗については、毎年度、重要業績評価指標（K P I）及び成果指標より、庁内関係課による自己評価をした上で、外部機関である東御市農業振興審議会に諮り、各種施策の展開・見直しを行います。

東御農業振興地域整備計画の策定について（案）

産業経済部農林課農政係

1 見直しの背景

農業振興地域整備計画は、概ね５年ごとに基礎調査を実施し、必要に応じ見直しを行うこととされています。前回令和２年の見直しから概ね５年が経過しますので、近年の農地の利用状況等を踏まえ、他産業との調和を図りつつ優良農地を確保するため、計画の見直しを行います。

2 概要

(1) 目的・趣旨

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、総合的な農業の振興、農村の整備と秩序ある土地利用を図るため、優良農地の保全、農地の効率的な利用、耕作放棄地の発生防止、解消を目的としています。

農業者の高齢化、担い手不足等により経営耕地面積が減少し、農地の遊休荒廃化が進んでおり、また、合併に伴い市域が広がり、市特有の農産物の保全、振興を図っていく必要があります。

(2) 位置づけ

農業振興地域整備計画は、第３次東御市総合計画、東御市都市計画マスタープランなど基本的な計画と整合したもので、優良な農地を確保・保全するとともに農業振興の基本的な方向性を示すものです。

(3) 期間

2026（令和８）年度～2035（令和１７）年度

3 計画見直しの内容

■農振農用地とする土地（青地）

今後 10 年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地

- (1) 集団的に存在する農用地で一定規模（10ha）以上のもの
- (2) 土地改良事業施行区域内の土地
- (3) (1)及び(2)の土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地
- (4) 農業用施設用地で、一定規模（２ha）以上又は(1)及び(2)に隣接するもの
- (5) その他、地域特性に即した農業振興を図るため、農業上の利用を確保する必要がある土地

□農振農用地等としない土地（白地）

(1) 法定不適当地

- ア 土地改良法第7条第4項の非農用地区域
- イ 優良田園住宅の用に供される土地
- ウ 農工法、リゾート法等の地域整備法に基づく施設の用に供される土地
- エ 公益性が特に高いと認められる土地
 - ・道路、河川、鉄道、認定電気通信事業施設等

(2) 自然的不適当地

- ア 小規模な集団の土地
- イ 山林化が著しく復旧の見込みのないもの

上記を踏まえ、農振農用地を次のとおり見直します。

◆編入する土地

- ①現況農用地で、周囲の土地利用状況から今後も農業利用を確保する必要があると認められる農地
- ②基盤整備または担い手への利用集積が見込まれる農地等
- ③県営畑地帯総合土地改良事業（祢津御堂地区）※新地番

◇除外する土地

- ①法定不適当地（公共施設用地や非農地等）
- ②自然的不適当地（現況、登記ともに山林原野または、地域計画外で農業利用を確保する見込みのない土地）等
- ③県営畑地帯総合土地改良事業（祢津御堂地区）※旧地番

○その他

4 スケジュール

8月7日	農業振興審議会	計画の策定に向けた概要説明
〽 見直しを反映した計画の作成		
1月	農業振興審議会	作成した計画の説明
2～3月	県への協議等	R7.1 受付分の除外案件+総合見直し案件
3月		計画の策定・公表

(参考) 想定件数

◆編入する土地	③柵津御堂地区	※新地番	187 筆
◇除外する土地	①法定不適当地	登記地目が水道用地	1 筆
		登記地目が公衆用道路	334 筆
	②自然的不適当地	登記地目がため池	36 筆
		登記地目が境内地	4 筆
		登記地目が墓地	1 筆
		地域計画外	約 1,495 筆
	③柵津御堂地区	※旧地番	437 筆

市農業振興地域整備計画の変更手続きに関する資料

1 はじめに

市農業振興地域整備計画は、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮し、かつ、地域農業者、農業協同組合、土地改良区等関係諸団体との調整を経て、**長期的観点から農業を振興するための総合的基本計画**として定められたものであるから、その変更には十分慎重を期す必要があります。

計画策定後に生ずる情勢の変化等によって**やむをえず変更を行う場合**、市農業振興地域整備計画の趣旨から逸脱せず、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に定められた**6つの要件全てを満たす場合に限り**、その土地を農業振興地域から除外（以下「農振除外」という。）することができます。また、農振除外地を農業振興地域に編入することもできます。一方、農業振興地域内の農地を農業用施設（農機具格納庫、果実醸造施設等）に使用する場合、軽微変更の手続きが必要となります。

2 農振除外の6要件

1号要件 非代替性

当該変更に係る土地を**農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当**であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって**代えることが困難**であると認められること。

（判断基準）

「農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」であるかどうかについては、農用地等以外の用途の中で、いかなる用途に供することが当該地域にとって必要かつ適当かを積極的に判断するものではなく、当該用途の通常の利用形態にかんがみ、当該土地が必要であるのか、あるいはその規模が適当であるかのみを判断するものであること。具体的には、地域の土地利用の状況等を勘案して、当該土地を農用地等以外の用途に利用することについて、**具体的な転用計画等があり、不要不急の用途に供するために農用地区域から除外するものではない**ことや、当該農用地等以外の用途に供するために通常必要とされる面積等からみて**農用地区域から除外が過大なものではない**こと等から判断されるものであること。

また、「農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難」であるかどうかについては、例えば、

ア **農用地区域外の土地に家屋の新築が可能な土地がある**にもかかわらず、家屋の新築のために農用地区域から除外を行う場合

イ 農用地区域外の土地を併せて利用可能であるにもかかわらず、宅地全体を農用地区域内の土地で対応する場合

などについては、**本号の要件を満たさない**ものとして考えられること。

なお、**土地所有者の了承や土地価格が安価であることを理由**として、農用地区域外の土地をもって代えることが困難とすることは**適当ではない**と考えられること。

2号要件 地域計画の達成支障

当該変更により、農用地区域内における農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十九条第一項に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

(判断基準)

地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障がないこと。

また、地域計画の区域内において農業を担うものが特定されている土地または確保が見込まれている土地な農用地等以外の用途で利用される恐れがないこと。

3号要件 土地利用への支障軽微

当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

(判断基準)

農用地区域は、農業振興を行うに足る良好な営農条件を備えている土地について定められるものであることから、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれのある場合としては、

ア 集団的農用地の中央部に他用途の土地が介在することにより、高性能機械による営農や効果的な病虫害防除等に支障が生じる場合

イ 小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じる場合

などが該当すると考えられること。

4号要件 農用地の利用集積の支障軽微

当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

(判断基準)

「効率的かつ安定的な農業経営を営む者」とは、認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む者として市町村が認める者であり、これらの者が現に利用の集積をし、又は利用の集積をすることが確実と見込まれる農用地については、効率的かつ安定的な農業経営を営む者による安定的な農業経営を確保することが必要であり、当該土地を農用地区域から除外することにより、例えば、

ア 経営規模の大幅な減少により、認定を受けた農業経営改善計画を達成することができなくなるなど効率的かつ安定的な農業経営を営む者が目指す安定的な農業経営に支障が生ずる場合

イ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営する一団の農用地の集団化が損なわれる場合

等は、**農用地の利用の集積に支障を及ぼすもの**と考えられること。

また、本要件を判断するに当たって、農用地利用集積計画又は農業委員会が行う農用地のあっせん等に関する資料等を客観的な資料に基づくことが適当と考えられる。

5号要件 施設機能への支障軽微

当該変更により、農用地区域内の農用地等の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

(判断基準)

農用地区域内の**土地の保全又は利用上必要な施設**の用地が農用地等以外の用途に供された場合、当該施設の**機能の低下が発生するおそれがあるとき**であり、例えば、

ア ため池、排水路、土留工、防風林等の農用地区域内の土地の保全上必要な施設について、その毀損により、土砂の流出又は崩壊、洪水、湛水、飛砂、地盤沈下等の災害の発生が予想されるとき

イ 農業用排水施設等の農用地区域内の土地の利用上必要な施設について、土砂等の流入による排水停滞、汚濁水の流入等が予想されるとき

などが該当すると考えられること。

6号要件 土地改良事業8年経過

土地改良事業又はこれに準ずる事業が完了した年度の翌年度から起算して8年が経過していること。

(判断基準)

土地改良事業等により、区画整理や農業用排水施設の新設又は変更等が行われた農地は、これらの事業がなされていない農地と比較して、明らかに営農条件が優れており、土地の合理的利用の観点からも、農地の改良等の公共投資の効用が十分に発揮されるよう、一定期間、農用地区域として確保する必要があること。

3 その他の事項

◎ 事業（転用）目的の実現が確実であること。

- ・農地法による**農地転用許可の見込み**があるか。
- ・建築基準法の建築確認及び他法令の**許認可等が得られる見込み**があるか。

◎ 地元住民等と調整がとられているか。

・ある程度規模の大きい開発、特殊な事業（公害のでるおそれのある施設、生活環境に影響を及ぼすおそれのある施設等）については、**地元住民、農協等と事前に調整**が取れているか（隣接農地及び地元代表者（区長等）と調整が取られているか）。

◎ 交付金等の対象有無

中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の対象となっており、数年の営農を条件として交付金が支払われている場合には、農振除外が適当ではありません。

○東御市農業振興審議会規則

平成17年3月28日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、東御市農業基本条例（平成17年東御市条例第14号）第28条の規定により、東御市農業振興審議会（以下「審議会」といいます。）の組織と運営について必要な事項を定めます。

(任務)

第2条 審議会は、東御市農業基本条例第27条第1項に規定するもののほか、次に掲げる事項を調査審議します。

- (1) 農業振興地域整備計画及びその変更に関すること。
- (2) 市土地利用計画における農用地の調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、審議会が必要と認める事項

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員が互選します。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。
- 3 会長に事故があるときや会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理します。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長になります。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができません。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは会長が決定します。
- 4 審議会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、その意見や説明を聴くことができます。

(専門委員会)

第5条 専門委員会の委員は、識見を有する人のうちから会長が任命します。

- 2 専門委員会の委員の任期は、必要な調査研究が終了するまでとします。
- 3 専門委員会の委員は、審議会で、専門的立場から必要に応じて、意見を述べることができます。

(幹事)

第6条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができます。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命します。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐します。

(守秘義務)

第7条 審議会及び専門委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、産業経済部農林課が行います。

(補則)

第9条 この規則に定めていることのほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が別に定めます。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行します。

附 則（平成21年3月31日規則第7号）抄
(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第9号）

この規則は、平成21年4月1日から施行します。

附 則（平成26年3月12日規則第7号）抄
(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。